

未就学児をもつ保育士の子供の預かり支援事業利用料金の一部貸付 推薦者一覧

区市町村名 ()

No.	申込者氏名	申込者勤務先の保育施設名	規則該当記号 (※1)	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※1 上記「規則該当記号」欄については、「社会福祉法人東京都社会福祉協議会 保育士修学資金貸付等事業規則」第3条(3)①のア～ケのいずれに該当するか記入してください。

保育士修学資金貸付等事業規則 第3条(3)① (抜粋)

ア 法第7条に規定する保育所

イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園のうち次に掲げるもの

(ア) 教育時間の終了後等に行う教育活動(預かり保育)を常時実施している施設

(イ) ウに定める認定こども園への移行を予定している施設

ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園

エ 法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの(家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)

オ 法第6条の3第13項に規定する病児保育事業であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの

カ 法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの

キ 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同法第2項の規定による認可を受けたもの

ク 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設

ケ 法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの(認可外保育施設)のうち、地方公共団体における単独保育施策(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)において保育を行っている施設(認証保育所も含む)

※2 行が足りない場合は、適宜追加して記入してください。